

補助事業者 様

福岡市経済観光文化局 経営支援課

補助金の実績報告及び請求にかかる書類の提出について

福岡市中小企業奨学金返還支援事業補助金の補助事業者さまへ、補助事業の実績報告および請求にかかる手続きについて重要なお知らせをいたします。貸与機関の証明書など発行までに時間を要するものもありますので、下記の内容をご確認いただき、お早めにご準備いただきますようお願いいたします。

1. 実績報告・請求について

実績報告・請求期間：令和8年3月1日から令和8年3月31日まで **【厳守】**

- 様式・記載例は特設サイト「ふくおか奨学金返還サポート」上に、近日中(2/18 頃)に掲載いたします。
 - 申請は同サイト上の申請フォームから電子申請してください。(申請フォームは3月1日公開)
 - 期間内に書類提出がない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
- 該当ページ URL <https://repar-lg.com/shogakukin.fukuokacity/subsidy/>

2. 必要書類について

	必要書類	備考
①	様式第7号 (補助金実績報告書)	特設サイト上に掲載している「実績報告関係様式(記載例①～⑤)」を必ずご確認の上で作成してください。
②	様式第7-2号～7-3号 (補助金報告調書、収支決算書)	
③	支援対象者勤務地一覧(市所定様式)	
④	請求書(市所定様式)	
⑤	口座振込依頼書兼債権者登録申請書(市所定様式)	
⑥	補助金の振込先口座(事業者の口座)が確認できる書類 ⇒④と⑤に記入した補助金の交付を受ける口座の通帳または口座が確認できるもの(金融機関発行)の写し	(通帳の場合は、表紙をめくった見開きの口座情報ページの写し)
⑦	事業者が支援した実績が分かる書類 【手当等による支援の場合】 (例)⇒給与明細書や賃金台帳などの写し (従業員に支援を行った期間分すべて) 【代理返還による支援の場合】 (例)⇒代理返還した月ごとの「払込取扱票の控え」の写しや、スカラKの「口座振替総括表」の写し(従業員に支援を行った期間分すべて)	(対象期間:R7.4.1～R8.3.31) 対象期間中の対象従業員全員分が必要となります。 支援方法が「手当等による支援の場合」「代理返還による支援の場合」によって必要書類が異なります。 ※月ごとや従業員ごとに支援方法が異なる場合は、それぞれに対応する書類をご準備ください。
⑧	奨学金の債権者(貸与機関)へ返還した実績が分かる書類 【手当等による支援の場合】のみ必要	⇒詳細は 別紙 参照

【お問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局経営支援課 (担当:小山田 おやまだ)

電話:092-441-1232 /メール: fukuoka.shogakukin@city.fukuoka.lg.jp

【手当等による支援の場合のみ必要】

⑧奨学金の債権者(貸与機関)へ返還した実績が分かる書類について

各貸与機関における返還実績の反映や証明書の発行までに時間を要するため、原則として下記の対応により書類の提出をお願いします。

●該当書類について(貸与機関別)

(1) 3/31までに市へ提出(特設サイトから電子申請)

貸与機関	必要書類		取得方法	備考(共通)
日本学生支援機構(JASSO)の場合	いずれか 1点	入金一覧表	奨学金相談センターへ本人が電話にて請求 ☎ 0570-666-301	R7年4月からR8年2月の間で、企業が実際に①支援を開始した月から、②最後に支援した月までの期間が含まれた証明書類が必要。 ※証明書を発行する際に対象期間を設定する必要がある場合は、上記の期間のとおり。 (支援継続中の場合は、必ずR8年2月返還分までが反映されたもの)
		奨学金返還証明書 + 奨学金返還額証明書	スカラネット・パーソナル(Web)から本人が申請 ※返還額証明書は、返還証明書の請求時にセットで請求することにより取得可	
日本学生支援機構以外 (地方公共団体・その他法人の奨学金、育英資金、母子寡婦福祉金など)の場合	貸与機関発行の返還証明書類 (入金一覧表や入金台帳など)		各奨学金の貸与機関へ本人が直接請求	※入金一覧表など、本人の返還開始から現在までの証明書類でも上記①～②の期間を含んでいれば支障ありません。

⇒ R8年3月分も企業が支援している場合は、(1)の書類提出後、(2)の書類を追加提出

(2) 3月返還分を速やかに市へ追加提出

(メール送付 : fukuoka.shogakukin@city.fukuoka.lg.jp)

貸与機関	必要書類		備考
日本学生支援機構(JASSO)の場合	いずれか 1点	スカラネット・パーソナルの画面コピー	R8年3月返還分が確認できる画面 ※画面コピーはページ全体分を写してください(複数枚可)。
		従業員本人の口座取引履歴の写し等	口座名義が分かるページ(本人確認) + R8年3月返還分が分かるページ ※奨学金以外の取引履歴は不要です。
日本学生支援機構以外 (地方公共団体・その他法人の奨学金、育英資金、母子寡婦福祉金など)の場合	従業員本人の口座取引履歴の写し等		口座名義が分かるページ(本人確認) + R8年3月返還分が分かるページ ※奨学金以外の取引履歴は不要です。

(補足)

企業から従業員への支援方法が「手当等による支援」の場合は、企業が支援した額と従業員本人が返還した額のいずれか低い額が補助対象額になることから、上記(1)(2)の書類を求めるものです。